

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名張市長 北川 裕之

市町村名 (市町村コード)	名張市 (242080)
地域名 (地域内農業集落名)	東田原区 (東田原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 4月 13日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

区内の農業者と担い手によって農業経営が行われており、農地、農業用施設(水路、農道等)の維持管理については、水利組合や土地改良区、東田原多面的機能保全会など様々な地域の活動で取り組んでいる。10年後を見据えて考えると、規模の拡大を考える担い手や集落営農組織による集積も行われているが、全体的には高齢化による農業者の減少や農業用施設の老朽化のため営農の継続と農地の維持管理が困難となることが懸念される。既存の担い手に加え、新たな担い手の確保について早急に検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主食用米を主要作物に営農を継続する。また、集落営農による小麦の栽培も継続して行っていく。区内農業者の現状、将来を考え、家族経営の継承や既存の担い手及び集落営農への集積・集約を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地かつ多面的機能支払交付金の対象農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手及び集落営農組織への集約を目標とし、集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理機構を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の活動(水利組合、土地改良区、東田原多面的機能保全会など)で農地、農業用施設の維持管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業については、必要に応じて農業支援サービス事業体を活用する。。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ③農業用ドローン等を活用したスマート農業の実践をさらに進める。
 ⑦地域の活動(水利組合、土地改良区、東田原多面的機能保全会など)で農地、農業用施設の維持管理を行う。